

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区綱島東六丁目3番20号  
**株式会社 エヌエフ回路設計ブロック**  
代表取締役会長 高 橋 常 夫  
グループ CEO

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否を表示し、ご押印のうえ折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号  
新横浜グレイスホテル  
（末尾の「第67回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査役3名および補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

各議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（2頁から26頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nfcorp.co.jp/>）に、修正後の内容を掲載させていただきます。

# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

## 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社エヌエフ回路設計ブロック

代表取締役会長 高 橋 常 夫  
グループ CEO

## 2. 議案および参考事項

### 第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の剰余金の配当につきましては、中長期的な発展をも見据え、経営的、総合的観点から、安定配当を基本に、業績等を総合的に勘案して決定する方針といたしております。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金30円

なお、この場合の配当総額は201,929,040円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年 6 月26日

## 第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、2020年10月1日（予定）を効力発生日として、当社が営む電子計測制御、電源システム、電子デバイス、応用システムの各事業を、当社の100%子会社である株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社（以下「承継会社」といいます。）に対し承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、2020年5月15日付で、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、以下の理由・目的により、吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、家電・自動車・航空宇宙から電力などの社会インフラにいたる幅広い産業分野を対象に事業を展開しております。環境・エネルギー関連事業やクルマの自動運転化・電動化の普及、省人化のための設備投資、AIやIoT関連事業の活発化等が期待される一方で、海外企業参入等による業界内の競争激化もあり、環境変化のスピードは一段と速く、かつ大きくなっていくことが予想されます。

かかる状況下、各事業において環境変化への対応力を高め、時代の変化に柔軟に対応できる体制を通じてグループ全体の企業価値拡大を図るためには、持株会社体制へ移行することが最適であると判断致しました。

目的は以下のとおりです。

#### ①事業競争力の強化

当社における事業会社としての機能とグループ事業管理会社（持株会社）としての機能を分離することで双方の権限と責任を明確にし、事業会社としての自律と自立を図ることにより、既存事業の更なる強靱化、新規事業の創出を俊敏に行える体制とします。

#### ②グループ運営管理力およびグループ事業管理力の強化

持株会社は、エヌエフグループ全体のマネジメントに集中し、円滑なグループ運営管理やグループ全体を鳥瞰したより高度なグループ事業管理を行える体制とします。

### 2. 吸収分割契約の内容の概要

承継会社と締結した吸収分割契約の内容は次のとおりです。

## 吸収分割契約書（写）

株式会社エヌエフ回路設計ブロック（以下「甲」という。）及び株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社（以下「乙」という。）は、甲が承継対象事業（第1条において定義される。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本吸収分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、甲が行っている電子計測制御事業、電源システム事業、電子デバイス事業、応用システム事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

#### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社エヌエフ回路設計ブロック

（ただし、2020年10月1日付で「株式会社エヌエフホールディングス」に商号変更予定）

住所：横浜市港北区綱島東六丁目3番20号

#### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社

（ただし、2020年10月1日付で「株式会社エヌエフ回路設計ブロック」に商号変更予定）

住所：横浜市港北区綱島東六丁目3番20号

### 第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産及び債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」に、効力発生日前日までの増減を加除した、資産、債務及びこれらに付随する一切の権利義務とする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生日（第5条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。

2. 乙は、第1項のものを除き、甲から一切の債務を承継しない。第1項の規定による甲から乙に対する債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法による。ただし、乙が甲の第1項以外の債務について履行その他負担をしたときは、甲に対してその負担の全額について求償することができる。

#### 第4条（本吸収分割に際して交付する対価に関する事項）

乙は、甲が乙の発行済株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、承継対象権利義務の対価として金銭等の交付を行わない。

#### 第5条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年10月1日とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

#### 第6条（本吸収分割の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する機関決定（会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合及び同法第370条に基づき取締役会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得る。

#### 第7条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第8条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者がそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2020年5月15日

甲： 横浜市港北区綱島東六丁目3番20号  
株式会社エヌエフ回路設計ブロック  
代表取締役会長 高橋 常夫

乙： 横浜市港北区綱島東六丁目3番20号  
株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社  
代表取締役社長 今田 悟

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において甲から乙に承継される権利義務は、本効力発生日の前日の終了時（以下「基準時」という。）における次に定める甲の権利義務とする。

1. 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

承継対象事業に属する売掛金・商品等の流動資産

(2) 固定資産

承継対象事業に関する機械装置及び工具器具備品等の固定資産

(3) 流動負債

承継対象事業に属する買掛金等の流動負債

(4) 固定負債

承継対象事業に属する退職給付引当金等の固定負債

2. 承継する契約

(1) 以下の従業員との間の一切の雇用契約

本効力発生日において、承継対象事業に従事する甲の全ての従業員の雇用契約に関する契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務

(2) 承継対象事業に関して甲が締結したあるいは過去に承継した売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他承継対象事業に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務のうち甲が乙へ承継する必要があると判断したもの。

3. 承継する認証等

効力発生日において、甲が保有している承継対象事業に関係する許可、認可、承認登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの。

以上

### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

当社は承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、承継会社は承継対象権利義務の対価の交付を行いません。

#### (2) 吸収分割承継会社について

株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社は、2020年4月30日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。会社成立の日における貸借対照表は以下のとおりです。成立の日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(単位:百万円)

| 資 産 の 部     |     | 負 債 の 部           |     |
|-------------|-----|-------------------|-----|
| 科 目         | 金 額 | 科 目               | 金 額 |
| 流 動 資 産     | 400 | 流 動 負 債           | -   |
| 現 金 及 び 預 金 | 400 | 固 定 負 債           | -   |
| 固 定 資 産     | -   | 負 債 合 計           | -   |
|             |     | 純 資 産 の 部         |     |
|             |     | 株 主 資 本           | 400 |
|             |     | 資 本 金             | 400 |
|             |     | 資 本 剰 余 金         | -   |
|             |     | 資 本 準 備 金         | -   |
|             |     | 純 資 産 合 計         | 400 |
| 資 産 合 計     | 400 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 400 |

#### (3) 当社について

吸収分割会社である当社について、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

持株会社体制への移行に伴い、以下のとおり定款の変更についてご承認をお願いするものであります。

#### 1. 提案の理由

(1) 現行定款第1条（商号）につきまして、持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「株式会社エヌエフホールディングス」に変更するものであります。

(2) 現行定款第2条（目的）につきまして、持株会社体制への移行に伴い、持株会社としての事業目的に変更するものであります。

(3) なお、本定款変更は、第2号議案が原案どおり承認可決されることおよび本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日に効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します)

| 現 行 定 款                                                                                     | 変 更 案                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当社は株式会社エヌエフ回路設計ブ<br><u>ロック</u> と称し、英文では <u>NF COR</u><br><u>PORATION</u> と表示する。 | (商号)<br>第1条 当社は株式会社エヌエフホールディ<br><u>ングス</u> と称し、英文では <u>NF HOL</u><br><u>DINGS CORPORATION</u><br>と表示する。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>電気部品・電気装置・電気応用機器の開発、製造、販売業</u></li> <li>2. <u>各種コンピュータ・ソフトウェアの開発、販売業</u></li> <li>3. <u>各種コンピュータネットワーク・サービスの開発、運用、販売業</u></li> <li>4. <u>各種技術コンサルティング・サービスの運用、販売業</u></li> <li>5. <u>医療器具の開発、製造、販売業</u></li> <li>6. <u>機械金属加工器具の開発、製造、販売業</u></li> <li>7. <u>前各号に附帯または関連する一切の事業</u></li> </ol> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を保有することによる当該会社または当該外国会社の事業活動の支配・管理</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>電気部品・電気装置・電気応用機器の開発、製造、販売、校正・修理・保守サービス、リース、レンタル、輸出入業</u></li> <li>(2) <u>各種コンピュータ・ソフトウェア・マニュアル・書籍の開発、販売、輸出入業</u></li> <li>(3) <u>各種コンピュータネットワーク・サービスの開発、運用、販売業</u></li> <li>(4) <u>機械金属加工器具の開発、製造、販売、輸出入業</u></li> <li>(5) <u>医療器具の開発、製造、販売、輸出入業</u></li> <li>(6) <u>計測サービス業</u></li> <li>(7) <u>物品流通・旅行の仲介斡旋業</u></li> <li>(8) <u>技術調査・開発の受託事業</u></li> <li>(9) <u>前各号に附帯または関連する一切の事業</u></li> </ol> </li> <li>2. <u>前項の会社等に関する各種業務支援</u></li> <li>3. <u>知的財産権等の取得・管理・運用</u></li> <li>4. <u>不動産の管理</u></li> <li>5. <u>第1項に関する各種技術・商品・事業に関する開発・調査・コンサルティング</u></li> <li>6. <u>前各項に付帯関連する一切の業務</u></li> </ol> |

#### 第4号議案 取締役1名選任の件

会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとともに、ガバナンスの強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                   | 所有する当<br>社株式の数 |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| か ま み ち の り ひ ろ<br>釜 道 紀 浩<br>(1979年2月14日生) | 2006年4月 独立行政法人理化学研究所バイオ・ミメティ<br>ックコントロール研究センター研究員<br>2007年4月 東京電機大学未来科学部助教<br>2011年4月 同大学未来科学部准教授（現任） | 0株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者釜道紀浩氏は、社外取締役候補者であります。
3. 釜道紀浩氏の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。
4. 釜道紀浩氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、大学教授として深い学識と高い見識を有することに加えて、アクチュエータ/センサや、それらを応用したロボットの運動制御、生物の動作を規範にしたロボットの研究を中心に幅広く研鑽を積まれており、高い視座からバランスの取れた経営を行っていただけるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。また、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、釜道紀浩氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出る予定であります。

## 第5号議案 監査役3名および補欠監査役1名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任および監査役が法定人員を満たせなくなった場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者および補欠監査役候補者は次のとおりであります。

また、補欠監査役の選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

＜監査役候補者＞

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| いげがみ まさゆき<br>池上 雅幸<br>(1955年9月22日生) | 1985年12月 ㈱本田技術研究所和光研究所入社<br>1996年6月 同社栃木研究所主任研究員<br>2010年4月 同社四輪R&Dセンター管理室<br>2018年6月 当社監査役（現任）<br>2018年6月 当社独立委員会委員（現任）                                          | 252株       |
| あさはら まこと<br>浅原 眞<br>(1934年9月25日生)   | 1982年6月 日本電気㈱電波応用事業部信頼性品質管理部長<br>1992年7月 同社電波応用事業部教育担当部長<br>1995年6月 当社監査役（現任）<br>2008年6月 当社独立委員会委員（現任）                                                            | 20,937株    |
| つじ きいちろう<br>辻 毅一郎<br>(1943年9月18日生)  | 1988年12月 大阪大学教授<br>2005年5月 同大学総長補佐<br>2007年4月 同大学名誉教授<br>2007年8月 同大学理事<br>2008年8月 同大学理事・副学長<br>2012年6月 当社監査役（現任）<br>2012年6月 当社独立委員会委員（現任）<br>2017年4月 奈良学園大学学長（現任） | 4,885株     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者池上雅幸、浅原眞、辻毅一郎の3氏は、社外監査役候補者であります。また、同3氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時点において、それぞれ概ね2年、25年および8年であります。
3. 池上雅幸氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、自動車業界において、研究者として長年に亘り研鑽を重ねたことに加えて、管理部門における幅広い経験を有しており、経営全般に対する監査機能を期待し、引き続き社外監査役候補者とするものであります。

浅原眞氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、電機業界における幅広い経験と知識を有し、また、当社の社外監査役を25年間務め当社の事業内容等に精通しており、監査役としての職責を適切に果たしていることから、引き続き経営全般に対する監査機能を期待し、社外監査役候補者とするものであります。

辻毅一郎氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、大学教授として深い学識と高い見識を有することに加えて、長年に亘り大学経営に携わった経験を有しており、経営全般に対する監査機能を期待し、引き続き社外監査役候補者とするものであります。

4. 当社は池上雅幸、浅原眞、辻毅一郎の3氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする旨の責任限定契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は池上雅幸、浅原眞、辻毅一郎の3氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定しており、3氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員と指定し、届け出る予定であります。

#### ＜補欠監査役候補者＞

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴および重要な兼職の状況                                                                                                | 所有する当<br>社 株 式 の 数 |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| み づ い きよし<br>水 井 潔<br>(1961年4月3日生) | 2003年4月 関東学院大学工学部・大学院教授<br>2010年4月 同大学工学部情報ネット・メディア工学科長<br>2013年4月 (改組に伴い) 同大学理工学部教授(現任)<br>同大学理工学部理工学科情報学系長 | 0株                 |

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 水井潔氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 水井潔氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、大学教授として深い学識と高い見識を有することに加えて、大学学科運営に携わった経験を有していることから、経営全般に対する監査機能を期待し、補欠の社外監査役候補者とするものであります。また、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 水井潔氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出る予定であります。

## 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（「現プラン」）の有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、2020年5月15日に開催された取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現プランの内容を継続することを決定しております。

つきましては、現プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）

### 1. 企業理念および企業価値の源泉並びに本プランの目的

#### (1) 企業理念および企業価値の源泉

当社は、創業以来半世紀以上に亘りユニークでオリジナルな製品を開発し社会に貢献することを企業理念としてまいりました。この企業理念に基づいて、独創技術を蓄積し更にそれに磨きをかけながら、技術力を生かした最先端の製品を供給し続けることによって、幅広い顧客から信頼を頂いてまいりました。また、最近では、創業以来培ってきた独創技術を核として、顧客の先端技術開発に貢献できる製品開発とトータルソリューション営業体制を確立するべく、経営努力を重ねております。

以上のような企業理念に貫かれた技術力の蓄積・発展と顧客をはじめとするステークホルダーの方々との信頼関係とが当社の企業価値の源泉と認識しており、これを一層強化することが、株主共同の利益の維持・向上に資するものと考えております。

#### (2) 本プランの目的

本プランは、事業報告6. 会社の体制および方針(3)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることによって、当社の企業価値、株主共同の利益が毀損されることを防止するための取り組みです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として現プランを継続する方針を決定したものです。

本プランの概要につきましては、別紙1をご参照ください。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもので参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

## 3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正

で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役または社外有識者（注４）のいずれかに該当する者の中から選任します。（本プラン継続後の独立委員会の委員につきましては、別紙３をご参照ください。）

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、本プランに係る重要な判断に際しては、当社取締役会は、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注４：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準ずる者をいいます。

#### ４．大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

##### （１）大規模買付者による当社に対する意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

##### （２）大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記（１）①～⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項

について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストにしたがい、必要情報を当社取締役会に書面に提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥当社および当社グループの経営に参画した後に予定する、当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関する変更の有無およびその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報がそろうまで追加的に情報提供を求めることがあります。

なお、大規模買付行為の提案があった場合にはその事実を速やかに開示します。また、当社取締役会に提供された必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、独立委員会に対しても必要情報を提出し、その旨を開示します。

### (3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。したがって、大規模買付行為はかかる取締役会評価期間経過後にのみ、開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が実施された場合の対応

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の

買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の本源的価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

- ⑦大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、または顧客および公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑧当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合
- ⑨大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

### (3) 取締役会の決議および株主総会の開催

独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の開催、承認を要請する場合において、当社取締役会がこれを適切と判断するときは、株主の皆様には本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分ご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長でも60日を超えない期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間に移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時、適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。したがって、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決した場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時、適切に開示いたします。

### (4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間とを合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとし、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ大規模買付行為は開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)、(2)または(3)において、当社取締役会または株主総会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当て等の中止、または新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 6. 本プランによる株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判

断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から2023年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までの約3年間とします。

ただし、本プランは、本定時株主総会において承認可決された後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

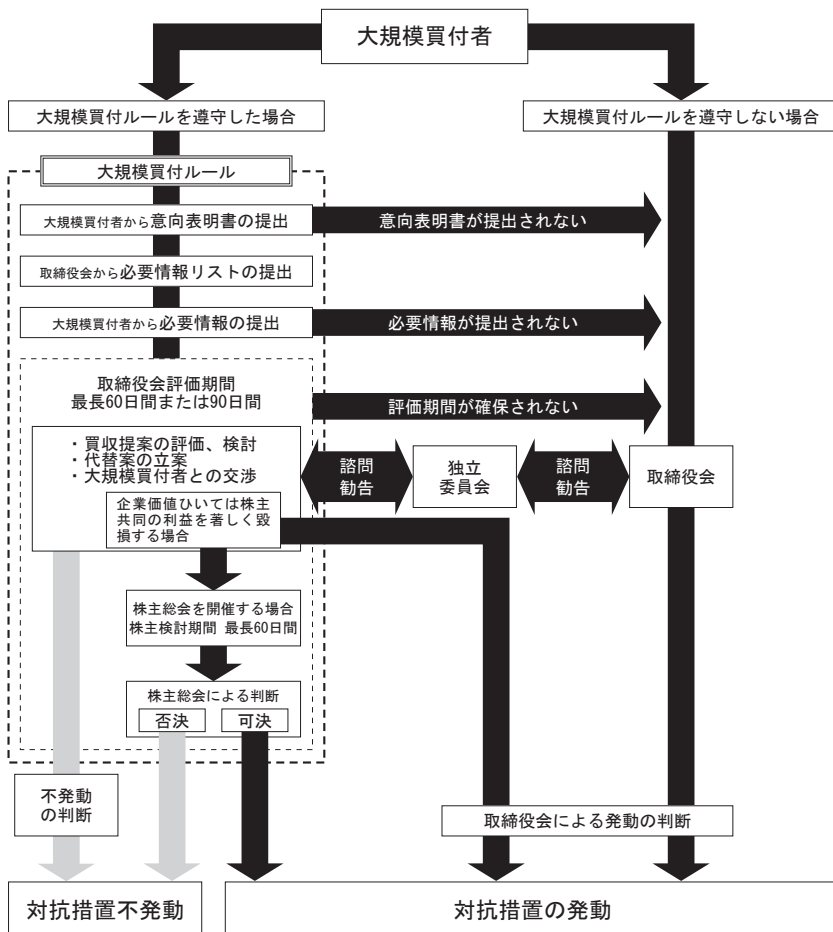
また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについての継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につき速やかに開示します。

以 上

## 本プランの概要



(注) 本図はあくまでもイメージであり、詳しくは本文を参照してください。

## 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。その任期は、原則として、社外監査役である委員の場合は監査役としての任期と同じとし、社外有識者である委員の場合は概ね3年程度とする。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

池 上 雅 幸

略 歴：

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 1985年12月 | (株)本田技術研究所栃木研究所主任研究員            |
| 1996年6月  | 同社栃木研究所主任研究員                    |
| 2010年4月  | 同社四輪R&Dセンター管理室                  |
| 2018年6月  | (株)エヌエフ回路設計ブロック常勤監査役（社外監査役）（現任） |
| 2018年6月  | 当社独立委員会委員（現任）                   |

浅 原 眞

略 歴：

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 1975年5月 | 日本電気(株)電波応用事業部生産技術部技術支援課長       |
| 1982年6月 | 同社電波応用事業部信頼性品質管理部長              |
| 1989年7月 | 同社電波応用事業部事業部長付                  |
| 1992年7月 | 同社電波応用事業部教育担当部長                 |
| 1994年9月 | 同社定年退職                          |
| 1995年6月 | (株)エヌエフ回路設計ブロック監査役（社外監査役）       |
| 2012年6月 | 当社独立委員会委員（現任）                   |
| 2017年3月 | (株)エヌエフ回路設計ブロック常勤監査役（社外監査役）（現任） |

辻 毅一郎

略 歴：

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 1988年12月 | 大阪大学工学部教授                        |
| 2005年5月  | 大阪大学総長補佐                         |
| 2007年4月  | 大阪大学名誉教授                         |
| 2007年8月  | 大阪大学理事                           |
| 2008年8月  | 大阪大学理事・副学長                       |
| 2012年6月  | (株)エヌエフ回路設計ブロック非常勤監査役（社外監査役）（現任） |
| 2012年6月  | 当社独立委員会委員（現任）                    |
| 2017年4月  | 奈良学園大学学長（現任）                     |

上記、各独立委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当て方法

当社取締役会で定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に  
対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除  
く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当た  
りの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合  
を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当て期日における当社発行可能株式総数から当社普通  
株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限  
とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上  
で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得す  
ることを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新  
株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承  
認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者等を含む特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社  
取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。な  
お、詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な  
事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項につい  
ては、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有  
する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定め  
る株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式  
を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

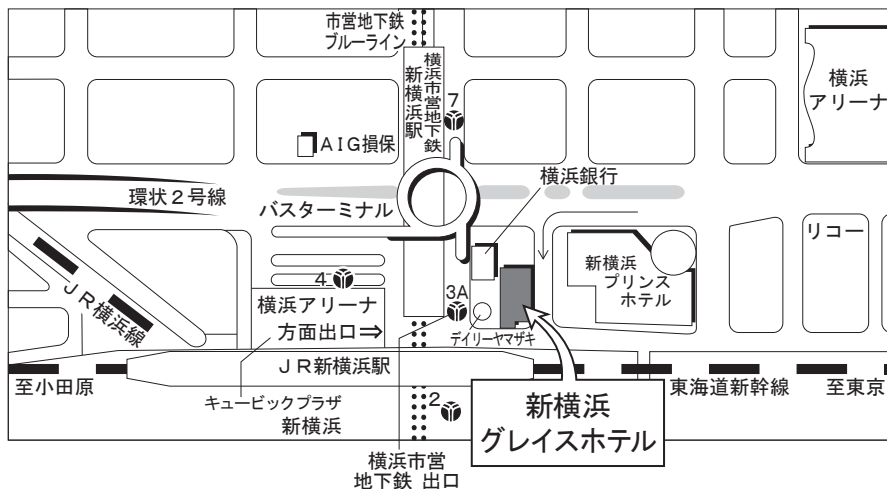
以 上

## 第67回定時株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 6 番15号

新横浜グレイスホテル

電話：045-474-5111（代表）



◎ご利用いただく交通機関

最寄り駅 ● JR 横浜線・東海道新幹線 新横浜駅 北口  
横浜アリーナ方面出口 徒歩3分

●横浜市営地下鉄 新横浜駅 3A番出口 徒歩3分

(第67回定時株主総会招集ご通知添付書類)

# 第 67 期 報 告 書

( 自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日 )

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本  
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本

株式会社 **エヌエフ回路設計ブロック**

# 事業報告

(自 2019年4月1日)  
至 2020年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化により世界経済が減速をする中、企業の輸出や生産活動が低迷したことに加え、消費増税や大型台風などにより減速傾向で推移しました。また、1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大は、わが国経済や世界経済に多大な影響をもたらしており、先行きが不透明な状況となっております。当社の事業環境は、製造業における設備投資が低迷するなど、全般的に厳しい状況が続きました。

このような経営環境下、当社グループは環境・エネルギー関連、自動車関連、電気・電子関連、航空宇宙関連の大手製造企業や大学・研究機関などに向け拡販活動や新規顧客の開拓を図るとともに、ライフサイエンス・IoTなど新規市場での取り組みを強化しました。また、蓄電システム事業においては、伊藤忠商事株式会社との合弁会社を設立し、事業基盤の一層の強化拡充に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は13,231百万円（前年同期比10.2%増）、損益面では経常利益1,540百万円（前年同期比7.6%増）、当期純利益は1,020百万円（前年同期比7.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は981百万円（前年同期比3.1%増）となりました。

### (2) 営業の部門別状況

当社グループは単一セグメントであるため、営業の分野別で記載しております。

#### 《電子計測制御分野》

電子計測制御分野では、微小信号測定器等が順調に推移したものの、信号発生器、周波数特性分析器等が減少しました。

以上の結果、電子計測制御分野の売上高は1,248百万円（前年同期比7.8%減）となりました。

### 《電源システム分野》

電源システム分野では、交流電源、バイポーラ電源が減少したものの、蓄電システム製品が順調に推移しました。

以上の結果、電源システム分野の売上高は9,293百万円（前年同期比27.6%増）となりました。

### 《電子デバイス分野》

電子デバイス分野では、鉄道・船舶向けが横ばい、航空宇宙関連分野が低調に推移しました。

以上の結果、電子デバイス分野の売上高は769百万円（前年同期比18.9%減）となりました。

### 《応用システム分野》

応用システム分野では、鉄道関連などが堅調であったものの、環境エネルギー関連や電子部品関連が弱含みとなりました。

以上の結果、応用システム分野の売上高は1,299百万円（前年同期比15.2%減）となりました。

### 《その他分野》

その他分野は、校正・修理および機器仕入商品の売上が主で、売上高は620百万円（前年同期比30.6%減）となりました。

### (3) 対処すべき課題

当社グループとしては安定的な業績を上げられる強い企業体質を目指した取り組みを行ってまいりました。そのために環境変化に俊敏に対応して、事業全般の効果・効率を一層高め、販売力の強化、原価低減、開発力の強化を強力かつ効率的に推進してまいります。またグループの各事業会社の自律性を高めつつ、事業構造の変革を目指していきます。

開発面では、重点テーマの絞り込みにより選択と集中を行い、既存領域における開発力の強化を図る一方、新規の事業領域開拓、次世代に向けた技術開発に注力してまいります。

生産面では、山口拠点を中核にしたグループ生産プラットフォームの強化を図り、生産性向上、原価低減と納期短縮など収益体質の強化に取り組んでまいります。

営業面では、新型コロナウイルスによる影響が非常に大きく、受注・売上への影響が見通せない状況にありますが、代理店との連携を一層強化する一方、販売プロセスを一段と強化するなど、顧客へのソリューション活動を強力に展開し、営業基盤をさらに強固なものにしてまいります。

また強い企業体質実現に向けては優秀な人材の確保とその育成が重要であり、採用及び教育を強化してまいります。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、2018年10月15日付けで発行した新株予約権の一部権利行使により88,468千円の資金調達を行いました。なおこれにより、資本金及び資本剰余金がそれぞれ44,385千円増加しております。

### (5) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は761百万円であり、前連結会計年度の167百万円と対比して593百万円の増加となりました。

### (6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

2020年1月6日に、当社の蓄電池システム事業を吸収分割により株式会社NFブロッサムテクノロジーズに承継させました。

### (7) 他の会社の事業の譲受けの状況

他の会社の事業の譲受けは該当ありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継は該当ありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
新株予約権等の取得または処分は該当ありません。

(10) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分             | 第 64 期<br>(2016年度) | 第 65 期<br>(2017年度) | 第 66 期<br>(2018年度) | 第 67 期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 売上高             | 7,044,642千円        | 10,098,244千円       | 12,011,876千円       | 13,231,498千円        |
| 経常利益            | 586,478千円          | 1,109,429千円        | 1,431,719千円        | 1,540,109千円         |
| 当期純利益           | 380,638千円          | 822,329千円          | 952,154千円          | 1,020,143千円         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 380,638千円          | 822,329千円          | 952,154千円          | 981,215千円           |
| 1株当たり当期純利益      | 60円62銭             | 130円96銭            | 147円81銭            | 146円31銭             |
| 総資産             | 10,806,589千円       | 14,455,651千円       | 15,977,746千円       | 18,255,066千円        |
| 純資産             | 7,428,068千円        | 8,155,943千円        | 9,675,078千円        | 11,863,814千円        |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第67期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

②当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分        | 第 64 期<br>(2016年度) | 第 65 期<br>(2017年度) | 第 66 期<br>(2018年度) | 第 67 期<br>(当事業年度) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 売上高        | 5,688,761千円        | 7,788,733千円        | 9,936,058千円        | 10,801,647千円      |
| 経常利益       | 518,779千円          | 711,429千円          | 1,198,624千円        | 1,391,923千円       |
| 当期純利益      | 368,438千円          | 489,244千円          | 869,387千円          | 986,879千円         |
| 1株当たり当期純利益 | 58円67銭             | 77円91銭             | 134円96銭            | 147円16銭           |
| 総資産        | 10,362,511千円       | 13,449,807千円       | 15,150,784千円       | 16,029,422千円      |
| 純資産        | 6,966,910千円        | 7,349,169千円        | 8,799,373千円        | 9,551,392千円       |

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(11) 重要な子会社の状況

| 名 称                         | 資 本 金 | 議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                              |
|-----------------------------|-------|-------|--------------------------------------------|
|                             | 百万円   | %     |                                            |
| 株式会社千代田エレクトロニクス             | 140   | 100   | 電源システム機器の開発、製造、販売、修理・校正                    |
| 株 式 会 社 計 測 技 研             | 100   | 100   | 電子計測制御機器、応用システム機器の開発、製造、販売                 |
| 株式会社NFプロッサムテクノロジーズ          | 400   | 60    | 蓄電システムの開発、製造、販売、修理                         |
| 株 式 会 社 N F テ ク ノ コ マ ー ス   | 100   | 100   | 電子計測制御機器、電源システム機器、電子デバイス、応用システム機器の輸出入および販売 |
| 株 式 会 社 N F カ ス ト マ サ ー ビ ス | 30    | 100   | 電子計測制御機器、電源システム機器、応用システム機器の修理・校正、設備診断      |
| 株式会社NFデバイステクノロジー            | 400   | 100   | 電子デバイス、半製品(基板)の製造                          |
| 株 式 会 社 N F エ ン ジ ニ ア リ ン グ | 40    | 100   | 電子計測制御機器、電源システム機器、応用システム機器の製造              |

(注) 連結対象子会社は上記子会社7社であります。

(12) 主要な事業内容

当社グループは電子機器の開発、製造、販売を主な事業としており、主要な製品は次のとおりであります。

| 区 分    | 主 要 製 品 等                                              | 主要な会社                                                                                       |
|--------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電子計測制御 | 信号発生器、周波数特性分析器、微小信号測定器、インピーダンス測定器、地震計測関連機器             | 当社<br>㈱計測技研<br>㈱N F テクノコマース<br>㈱N F デバイステクノロジー<br>㈱N F エンジニアリング                             |
| 電源システム | 交流電源、直流電源、蓄電システム、保護リレー試験器、表面処理用電源、一般産業用電源、バイポーラ電源      | 当社<br>㈱千代田エレクトロニクス<br>㈱N F ブロッサムテクノロジーズ<br>㈱N F テクノコマース<br>㈱N F デバイステクノロジー<br>㈱N F エンジニアリング |
| 電子デバイス | 各種機能モジュール（フィルタ、増幅器、位相検波器、ピエゾドライバ、電流／電圧変換器、カスタム機能モジュール） | 当社<br>㈱計測技研<br>㈱N F デバイステクノロジー<br>㈱N F テクノコマース                                              |
| 応用システム | 電子・電気部品関連、自動車関連、環境・エネルギー関連、家電関連、社会インフラ関連、カスタム電源        | 当社<br>㈱N F テクノコマース<br>㈱N F エンジニアリング                                                         |
| その他    | 修理・校正サービス、仕入商品                                         | 当社<br>㈱千代田エレクトロニクス<br>㈱計測技研<br>㈱N F ブロッサムテクノロジーズ<br>㈱N F カスタムサービス<br>恩乃普電子商貿(上海)有限公司        |

(13) 主要な事業所

①当社

|           |                                            |
|-----------|--------------------------------------------|
| 本 社       | 神奈川県横浜市                                    |
| 営業所および事業所 | 宮城県仙台市、東京都豊島区、愛知県名古屋市、大阪府茨木市、山口県山口市、福岡県福岡市 |

②子会社

|     |                                        |
|-----|----------------------------------------|
| 国 内 | 栃木県塩谷郡高根沢町、埼玉県蕨市、東京都豊島区、神奈川県横浜市、山口県山口市 |
| 海 外 | カリフォルニア、上海                             |

## (14) 従業員の状況

| 従 業 員 数     | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|-------------|-----------------------|
| 385 (111) 名 | 23名増                  |

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員およびパートタイム社員は ( ) 内に当連結会計年度における平均人数を外数で記載しております。

## (15) 主要な借入先の状況

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高 |
|-----------------------|-----------|
|                       | 千円        |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 690,000   |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行       | 200,000   |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 200,000   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 200,000   |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式総数 6,730,968株（自己株式51,032株を除く。）
- (2) 株主数 5,385名（自己株式を除く。前期末比487名減。）
- (3) 上位10名の株主

| 株主名                       | 持株数 | 持株比率 |
|---------------------------|-----|------|
|                           | 千株  | %    |
| エヌエフ回路取引先持株会              | 616 | 9.16 |
| 東京中小企業投資育成株式会社            | 297 | 4.41 |
| 株式会社三菱UFJ銀行               | 219 | 3.25 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 210 | 3.12 |
| エヌエフ回路設計ブロック社員持株会         | 181 | 2.69 |
| 高橋 常夫                     | 161 | 2.41 |
| 田村 哲夫                     | 148 | 2.20 |
| 北崎 哲也                     | 135 | 2.01 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口） | 118 | 1.75 |
| 明治安田生命保険相互会社              | 100 | 1.49 |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位       | 氏 名       | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                    |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 高 橋 常 夫   | グループCEO(Chief Executive Officer)担当                                           |
| 代 表 取 締 役 | 中 川 準     | グループCAO(Chief Administrative Officer)担当<br>グループBCM統括担当、IR担当<br>グループ輸出管理統括責任者 |
| 取 締 役     | 大 滝 正 彦   | グループCCO (Chief Compliance Officer) 担当<br>グループ労政担当                            |
| 取 締 役     | 長 谷 川 和 宏 | グループCP0(Chief Production Officer)担当                                          |
| 取 締 役     | 古 田 雄 久   | 弁護士                                                                          |
| 常 勤 監 査 役 | 池 上 雅 幸   |                                                                              |
| 常 勤 監 査 役 | 浅 原 眞     |                                                                              |
| 監 査 役     | 辻 毅 一 郎   | 奈良学園大学学長                                                                     |

- (注) 1. 取締役古田雄久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役池上雅幸、浅原眞、辻毅一郎の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役古田雄久、監査役池上雅幸、浅原眞、辻毅一郎の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役5名 130,091千円 (うち社外取締役 1名 6,964千円)

監査役3名 28,782千円 (うち社外監査役 3名 28,782千円)

- (注) 第54回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額250百万円以内、監査役の報酬額は年額35百万円以内とご承認いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出 席 状 況 お よ び 発 言 状 況                                                        |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 古 田 雄 久 | 当期開催された取締役会14回のうち14回に出席し、社外取締役としての見地から発言を行っております。                            |
| 監 査 役 | 池 上 雅 幸 | 当期開催された取締役会14回のうち14回、また監査役会15回のうち15回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。            |
| 監 査 役 | 浅 原 眞   | 当期開催された取締役会14回のうち14回に出席し、また当期開催された監査役会15回のうち15回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 辻 毅 一 郎 | 当期開催された取締役会14回のうち11回に出席し、また当期開催された監査役会15回のうち13回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。 |

#### ②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。この契約において当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときとし、損害賠償責任限度額は、法令の定める額としています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支払額      |
|---------------------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 28,600千円 |
| ②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,200千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社定款におきましては、会社法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、整備、運用してきましたが、2015年5月の改正会社法施行を機に2015年5月29日開催の取締役会において、改めて基本方針を決議しました。

その内容は以下のとおりであります。

### ①当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社および子会社（以下、グループという。）は、グループの経営理念、行動規範に則り、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。また、グループ役職員に対して、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。
- 2) コンプライアンスの責任者を任命し、グループのコンプライアンスを統括する委員会を所管させ、法令、会計原則、その他社会規範に適合するよう適時にグループのルールの見直しを行うことをはじめ、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
- 3) 代表取締役社長は、内部監査部門を直轄し、その指示に基づき業務執行状況の内部監査を行わせる。
- 4) 社外の第三者、監査役、コンプライアンスの責任者等に対して、グループの使用人が直接通報できるグループの内部通報制度を構築する。

### ②当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループの業務遂行が、法令、会計原則、その他社会規範に照らして適切なものとなるよう、取締役会は、業務の遂行状況を監督する。
- 2) 取締役会は、子会社取締役会に定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行わせる。
- 3) 内部監査部門は、グループの業務の適正を確保するため、当社における内部監査に加え、必要な場合は代表取締役社長の指示に基づいて子会社の業務監査をも実施する。
- 4) 子会社監査役は、当社の監査役と緊密な連携等の適切な体制を構築する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成、保管が法定されている文書（電磁的記録を含む。）ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および規程等に基づいて、適切に作成、保存、管理する。
- 2) 取締役、監査役は、前項の文書および情報を何時でも閲覧できるものとする。

④子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。

⑤当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会は、グループの活動の持続発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、リスクマネジメント体制を構築し、リスクの棚卸、リスクアセスメント、対応・軽減措置を行う。
- 2) このため、グループコンプライアンスを統括する委員会に、グループが抱えるリスク棚卸の統括を行わせる。
- 3) 取締役会は、リスク管理の状況について、子会社に定期的に報告させる。
- 4) グループ役職員に対して、リスク管理に関する教育・研修を行う。

⑥取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 執行役員制度を導入し、その業務執行責任を明確化するとともに、取締役会の意思決定の迅速な執行と取締役会の監督機能の強化を図る。
- 2) 取締役会は、子会社の機関設計および業務執行体制について随時見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
- 3) 内部監査部門は、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点からも監査を実施する。

- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という。）の配置ならびにその取締役からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査役が求めた場合には、補助使用人を監査役付として置くこととする。
  - 2) 補助使用人を置く場合、その任命・異動、人事評価および懲戒については、事前に監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
  - 3) 監査役が必要かつ適切と認める場合には、補助使用人が監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しまたは代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保する。
  - 4) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑧取締役および使用人または子会社の取締役等および使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 1) グループの取締役等および使用人は、監査役から求められた事項について速やかに報告を行う。
  - 2) 子会社の取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。
  - 3) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合には意見交換を行う。
  - 4) グループの内部通報制度では、通報の窓口の一つを監査役とし、またこれ以外の通報窓口に対する通報があった場合はグループコンプライアンスを統括する委員会の委員長がこれを監査役に対して報告する。
- ⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 前項の報告をした者を不利に扱うことを禁止し、このことをグループ役職員に対する教育・研修において徹底する。
  - 2) 報告をした者の異動、人事考課および懲戒等に関して、監査役がその理由開示を求めた場合には、取締役はこれを開示しなければならない。
  - 3) グループ内部通報制度においては、通報者が通報の窓口以外への氏名非開示を希望する場合には、これを遵守する。
- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しない場合を除き、これに応じる。
  - 2) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合は監査役と意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ①グループのコンプライアンスの責任者は、取締役の中から取締役会の決議に基づいて選任しています。当該責任者はグループのコンプライアンスを統括する委員会を主宰し、グループベースのコンプライアンス体制の整備、各種ルールの見直しを行い、内部通報制度の受付担当者を務めるなど、制度運用の中核を担っています。
- ②取締役は、定例（原則として毎月1回）および臨時に開催する取締役会ならびに原則として毎月1回開催し執行役員等が出席する経営会議において、当社における業務の遂行状況、財務状況、コンプライアンス体制の状況、リスク管理の状況等を逐次監督しています。また、取締役会は、子会社の業務遂行および子会社取締役の業務遂行、監督状況につき、定期的に報告を受けています。
- ③監査役は、監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づいて、当社および必要な場合には子会社の監査を行い取締役会に対して監査結果の報告、提言を行うほか、代表取締役会長グループCEOとの個別意見交換や内部監査部門、会計監査人、子会社監査役との意見交換を通じ、グループにおける業務遂行に対して適切に、監査を行っています。また、監査役は、原則毎月開催される監査役会において相互に意見交換を行っています。なお、専任ではありませんが、監査役の職務を補助すべき使用人を置いており、関係部門とも協働して補助業務を遂行しております。
- ④内部監査は、代表取締役会長グループCEOの直轄組織として設置した内部統制監査室が担当しています。内部統制監査室は、随時代表取締役会長グループCEOの指示に基づき、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点から、業務を分掌執行する部門および社内の各専門委員会に対し、業務監査を実施しています。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ①会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の株主の在り方については、市場取引を通じて決せられるものと考えており、大規模買付行為への対応も、最終的には株主の皆様の方々の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、近時、わが国の資本市場における株式の大規模買付の中には、その目的等からみて、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない例も少なくありません。

当社は、このような不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、大規模買付行為に関する対応策の設定により、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う十分な時間を確保することは、有意義なことでありと考えております。

#### ②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組んでおり、その概要は以下のとおりです。

#### イ．経営の基本方針

当社は、創業以来「ユニーク&オリジナル」をモットーに、当社の特色を生かした製品供給によるエレクトロニクス産業の発展と社会への貢献を目標にしてまいりました。現在では家電・自動車・航空宇宙産業から電力などの社会インフラにいたる幅広い産業分野を対象に事業を展開しております。

#### ロ．中長期的な計画に基づく取り組み

経営環境が様々な変化の中、技術開発力の向上、営業力の強化およびコスト競争力の改善に取り組み、既存事業の更なる強靱化、新規事業の創出に努め売上高の拡大と経営効率の向上を図ることを通じて持続的成長の実現と企業価値の向上を目指しております。中期的な計画においては、更なる成長を図るべく、新規事業による事業規模拡大、海外市場の開拓強化、更なるコスト低減等の推進を業務提携や協業をも通じて、より効果的、効率的に経営展開しようと鋭意取り組んでおります。

#### ハ．コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

持続的な成長・発展を実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要な経営課題であるという認識のもと、法令違反行為の未然防止、意思決定と執行の分離、取締役会・監査役会の機能強化等に努め、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの方々に対して良好な関係の構築を目指しております。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2017年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続しており、その概要は以下のとおりです。

なお、現プランの有効期限は、本年6月25日開催予定の当社定時株主総会終結の時までであり、現プランを継続するための議案を同株主総会に付議しております。詳細は、別添の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類の第6号議案（13頁から26頁まで）をご参照ください。

#### イ．当社株式の大規模買付行為等

現プランにおける当社株式への大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

#### ロ．大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

#### ハ．大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また、対抗措置の発動について株主総会の開催、承認が適切と取締役会が判断するときは株主総会を開催することがあり、株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

## ニ．独立委員会の設置

現プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

## ホ．現プランの有効期間等

現プランの有効期限は2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。以降、現プランの継続（一部修正した上での継続を含む。）については定時株主総会の承認を経ることとします。ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により現プランは廃止されるものとします。

## ④上記②および③の取り組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みであり、また、上記③の取り組みは、イ)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、ロ)株主共同の利益を損なうものではないこと、ハ)株主意思を反映するものであること、ニ)独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、ホ)デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等から、いずれも、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以 上

~~~~~  
(本事業報告中の記載数字は、金額および株式数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入をしております。)

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部             |            |
|-------------------|------------|---------------------|------------|
| 科 目               | 金 額        | 科 目                 | 金 額        |
| 流 動 資 産           | 13,827,379 | 流 動 負 債             | 4,592,001  |
| 現 金 及 び 預 金       | 7,094,744  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金   | 1,261,785  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 3,738,826  | 電 子 記 録 債 務         | 1,706,603  |
| 商 品 及 び 製 品       | 800,489    | 短 期 借 入 金           | 293,200    |
| 仕 掛 品             | 1,003,459  | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債 | 20,000     |
| 原 材 料             | 1,001,980  | リ ー ス 債 務           | 1,010      |
| そ の 他             | 200,162    | 未 払 法 人 税 等         | 299,746    |
| 貸 倒 引 当 金         | △12,283    | 賞 与 引 当 金           | 318,833    |
| 固 定 資 産           | 4,427,687  | 役 員 賞 与 引 当 金       | 43,051     |
| 有 形 固 定 資 産       | 3,450,144  | 製 品 保 証 引 当 金       | 26,535     |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 1,287,735  | そ の 他               | 621,235    |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 63,692     | 固 定 負 債             | 1,799,250  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 145,996    | 社 債                 | 410,000    |
| 土 地               | 1,949,105  | 長 期 借 入 金           | 1,143,600  |
| リ ー ス 資 産         | 1,964      | リ ー ス 債 務           | 954        |
| 建 設 仮 勘 定         | 1,650      | 預 り 保 証 金           | 12,674     |
| 無 形 固 定 資 産       | 62,751     | 退 職 給 付 に 係 る 負 債   | 128,096    |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 54,612     | 長 期 未 払 金           | 76,362     |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 8,138      | 資 産 除 去 債 務         | 27,562     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 914,791    | 負 債 合 計             | 6,391,251  |
| 投 資 有 価 証 券       | 528,860    | 純 資 産 の 部           |            |
| 繰 延 税 金 資 産       | 305,902    | 株 主 資 本             | 10,691,520 |
| そ の 他             | 80,028     | 資 本 金               | 3,044,385  |
|                   |            | 資 本 剰 余 金           | 1,040,218  |
|                   |            | 利 益 剰 余 金           | 6,630,311  |
|                   |            | 自 己 株 式             | △23,395    |
|                   |            | その他の包括利益累計額         | △54,631    |
|                   |            | その他有価証券評価差額金        | △54,631    |
|                   |            | 新 株 予 約 権           | 2,727      |
|                   |            | 非 支 配 株 主 持 分       | 1,224,197  |
|                   |            | 純 資 産 合 計           | 11,863,814 |
| 資 産 合 計           | 18,255,066 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計   | 18,255,066 |

# 連結損益計算書

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 金 額        |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 13,231,498 |
| 売上原価            |         | 9,086,163  |
| 売上総利益           |         | 4,145,334  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,613,235  |
| 営業利益            |         | 1,532,099  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 682     |            |
| 受取配当金           | 13,609  |            |
| 保険解約返戻金         | 1,794   |            |
| その他の            | 14,905  | 30,992     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 15,408  |            |
| 社債発行費           | 4,334   |            |
| その他の            | 3,239   | 22,981     |
| 経常利益            |         | 1,540,109  |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 43      | 43         |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 3,742   | 3,742      |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,536,411  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 430,865 |            |
| 法人税等調整額         | 85,402  | 516,268    |
| 当期純利益           |         | 1,020,143  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 38,928     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 981,215    |

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日）

（単位：千円）

|                         | 株主資本      |           |           |         |            |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計     |
| 当期首残高                   | 2,379,964 | 781,102   | 6,503,601 | △23,073 | 9,641,595  |
| 当期変動額                   |           |           |           |         |            |
| 新株の発行                   | 44,385    | 44,385    |           |         | 88,771     |
| 剰余金の配当                  |           |           | △234,469  |         | △234,469   |
| 剰余金から資本金への振替            | 620,035   |           | △620,035  |         | —          |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動    |           | 214,730   |           |         | 214,730    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |           |           | 981,215   |         | 981,215    |
| 自己株式の取得                 |           |           |           | △322    | △322       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |           |         |            |
| 当期変動額合計                 | 664,421   | 259,116   | 126,710   | △322    | 1,049,925  |
| 当期末残高                   | 3,044,385 | 1,040,218 | 6,630,311 | △23,395 | 10,691,520 |

|                         | その他の包括利益累計額          |                       | 新株予約権 | 非支配株主<br>持分 | 純資産合計      |
|-------------------------|----------------------|-----------------------|-------|-------------|------------|
|                         | その他有価<br>証券評価差<br>額金 | その他の包<br>括利益累計<br>額合計 |       |             |            |
| 当期首残高                   | 30,453               | 30,453                | 3,030 | —           | 9,675,078  |
| 当期変動額                   |                      |                       |       |             |            |
| 新株の発行                   |                      |                       |       |             | 88,771     |
| 剰余金の配当                  |                      |                       |       |             | △234,469   |
| 剰余金から資本金への振替            |                      |                       |       |             | —          |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動    |                      |                       |       |             | 214,730    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                      |                       |       |             | 981,215    |
| 自己株式の取得                 |                      |                       |       |             | △322       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △85,084              | △85,084               | △303  | 1,224,197   | 1,138,809  |
| 当期変動額合計                 | △85,084              | △85,084               | △303  | 1,224,197   | 2,188,735  |
| 当期末残高                   | △54,631              | △54,631               | 2,727 | 1,224,197   | 11,863,814 |

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

###### ① 連結子会社の数

7社

###### ② 連結子会社の名称

株式会社千代田エレクトロニクス

株式会社計測技研

株式会社NFブロッサムテクノロジー

株式会社NFテクノマース

株式会社NFカスタマサービス

株式会社NFエンジニアリング

株式会社NFデバイステクノロジー

なお、株式会社NFブロッサムテクノロジーについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の状況

###### ① 主要な非連結子会社の名称

恩乃普電子商貿（上海）有限公司

山陽電子機器株式会社

###### ② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

##### (1) 主要な会社等の名称

恩乃普電子商貿（上海）有限公司

山陽電子機器株式会社

株式会社ファルコン

なお、株式会社ファルコンについては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より関連会社となりました。

##### (2) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、合計の当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
    その他有価証券
  - (1) 時価のあるもの  
        期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - (2) 時価のないもの  
        移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 商品・製品  
        主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - (2) 原材料  
        移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - (3) 仕掛品  
        個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
3. 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
        定率法によっております。  
        ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
    - ① 市場販売目的のソフトウェア  
            見込販売期間（3年）に基づく定額法によっております。
    - ② 自社利用のソフトウェア  
            社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

#### 4. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の販売に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の発生割合および支出実績等を勘案した見積額を計上しております。

#### 5. 退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度を採用しておりますが、旧制度における従業員の既得権を補償するため、55歳以上で退職する場合は一定金額を支給する特例制度を設けております。当該特例制度に関する支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を退職給付に係る負債に計上しております。

なお、一部の連結子会社は確定給付型退職給付制度による簡便法を採用しております。

#### 6. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは工数比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

8. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

9. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

連結貸借対照表に関する注記

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,226,477千円 |
| 2. 担保に供している資産     |             |
| 建物                | 192,022千円   |
| 土地                | 28,526千円    |
| 上記に対する債務          |             |
| 長期借入金             | 250,000千円   |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 発行済株式の種類および総数  
普通株式 6,782,000株
- 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 234,469        | 35              | 2019年3月31日 | 2019年6月26日 |

(注) 1株当たり配当額には創立60周年記念配当10円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総 額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|---------------------|---------------------|------------|------------|
| 2020年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 201,929             | 30                  | 2020年3月31日 | 2020年6月26日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式

288,000株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### ① 受取手形及び売掛金

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

##### ② 有価証券

有価証券は、主に純投資目的の株式であり、市場価格変動のリスクに晒されております。

##### ③ 支払手形及び買掛金、電子記録債務

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、一部に外貨建てのものが、為替変動リスクに晒されております。

##### ④ 借入金及び社債

借入金及び社債の償還日は決算日後最大で6年後であり、このうち一部は変動金利のため金利変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い取引先ごとの信用情報を定期的に把握し、回収懸念の軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券については、定期的に時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、財務所管部署が資金繰計画を作成・更新するとともに手元資金の充実を図るなど、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれており、当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

|               | 連結貸借対照表<br>計上額（*） | 時価（*）       | 差 額    |
|---------------|-------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金    | 7,094,744         | 7,094,744   | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 3,738,826         | 3,738,826   | —      |
| (3) 投資有価証券    |                   |             |        |
| その他有価証券       | 443,377           | 443,377     | —      |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (1,261,785)       | (1,261,785) | —      |
| (5) 電子記録債務    | (1,706,603)       | (1,706,603) | —      |
| (6) 社債        | (430,000)         | (421,719)   | △8,280 |
| (7) 長期借入金     | (1,436,800)       | (1,439,110) | 2,310  |

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、一年内償還予定の社債は、社債に含めて時価表示しております。

(7) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 85,482     |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

**1 株当たり情報に関する注記**

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1,580円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 146円31銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

### 持株会社体制への移行に向けた準備会社設立及び吸収分割契約締結

当社は、2020年4月28日開催の取締役会において、2020年10月1日を目途に持株会社体制へ移行すべく、その準備を開始すること、および移行準備として当社の100%子会社である株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社（以下「準備会社」といいます。）を設立することを決議し、2020年4月30日に設立いたしました。また、2020年5月15日開催の取締役会において、会社分割の方式により持株会社体制へ移行するため、準備会社との間で、吸収分割契約を締結することを決議し締結いたしました。持株会社体制への移行に伴い、当社は、2020年10月1日（予定）付で商号を「株式会社エヌエフホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更することを決議いたしました。なお、持株会社体制への移行につきましては、2020年6月25日開催予定の当社定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び必要に応じ関係官公庁の許認可等が得られることを条件に実施いたします。

### 会社分割による持株会社体制への移行

#### 1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、家電・自動車・航空宇宙から電力などの社会インフラにいたる幅広い産業分野を対象に事業を展開しております。環境・エネルギー関連事業やクルマの自動運転化・電動化の普及、省人化のための設備投資、AIやIoT関連事業の活発化等が期待される一方で、海外企業参入等による業界内の競争激化もあり、環境変化のスピードは一段と速く、かつ大きくなっていくことが予想されます。

かかる状況下、各事業において環境変化への対応力を高め、時代の変化に柔軟に対応できる体制を通じてグループ全体の企業価値拡大を図るためには、持株会社体制へ移行することが最適であると判断致しました。

目的は以下のとおりです。

#### ①事業競争力の強化

当社における事業会社としての機能とグループ事業管理会社（持株会社）としての機能を分離することで双方の権限と責任を明確にし、事業会社としての自律と自立を図ることにより、既存事業の更なる強靱化、新規事業の創出を俊敏に行える体制とします。

## ②グループ運営管理力およびグループ事業管理力の強化

持株会社は、エヌエフグループ全体のマネジメントに集中し、円滑なグループ運営管理やグループ全体を鳥瞰したより高度なグループ事業管理を行える体制とします。

## 2. 持株会社体制への移行の要旨

### (1) 本件吸収分割の日程

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 準備会社の設立         | 2020年4月30日     |
| 吸収分割契約承認 取締役会決議 | 2020年5月15日     |
| 吸収分割契約締結        | 2020年5月15日     |
| 吸収分割契約承認 株主総会決議 | 2020年6月25日（予定） |
| 吸収分割の効力発生日      | 2020年10月1日（予定） |

### (2) 本件吸収分割の方式

当社を吸収分割会社とし、準備会社を吸収分割承継会社とする会社分割（吸収分割）により、当社が営む電子計測制御、電源システム、電子デバイス、応用システムの各事業を承継いたします。

また、当社は持株会社として引続き上場を維持いたします。

### (3) 本件吸収分割に係る割当の内容

当社が承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、本件吸収分割に際して、承継会社は承継対象権利義務の対価の交付を行いません。

### (4) 本件吸収分割に伴う新株予約権に関する取扱い

当社が発行する新株予約権について、本件吸収分割による変更はありません。

### (5) 本件吸収分割に伴う増減する資本金

本件吸収分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

### (6) 承継会社が承継する権利義務

本件吸収分割により、承継会社は、効力発生日において当社事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務につき、吸収分割契約書に定める範囲において承継します。

(7)債務履行の見込み

当社は、本件吸収分割後に予想される当社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、本件吸収分割後の当社及び承継会社が負うべき債務につき、履行の確実性に問題はないものと判断しております。なお、承継会社が承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとしております。

(8)分割当事会社の概要

|            | 分割会社（当社）<br>(2020年3月31日現在)                   | 承継会社<br>(2020年4月30日現在)                       |
|------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| ①名称        | 株式会社エヌエフ回路設計ブロック                             | 株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社                         |
| ②所在地       | 横浜市港北区綱島東六丁目3番20号                            | 横浜市港北区綱島東六丁目3番20号                            |
| ③代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長 高橋 常夫                                | 代表取締役社長 今田 悟                                 |
| ④事業内容      | 電子計測制御機器、電源システム機器、電子デバイス、応用システム機器等の開発・製造・販売等 | 電子計測制御機器、電源システム機器、電子デバイス、応用システム機器等の開発・製造・販売等 |
| ⑤資本金       | 3,044百万円                                     | 400百万円                                       |
| ⑥設立年月日     | 1959年4月27日                                   | 2020年4月30日                                   |
| ⑦発行済株式数    | 6,782,000株                                   | 2,000,000株                                   |
| ⑧決算期       | 3月31日                                        | 3月31日                                        |

|                                |                           |        |            |
|--------------------------------|---------------------------|--------|------------|
| ⑨大株主及び持株比率                     | エヌエフ回路取引先持株会              | 9.2%   | 当社<br>100% |
|                                | 東京中小企業投資育成株式会社            | 4.4%   |            |
|                                | 株式会社三菱UFJ銀行               | 3.3%   |            |
|                                | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 3.1%   |            |
|                                | エヌエフ回路設計ブロック社員持株会         | 2.7%   |            |
|                                | 高橋 常夫                     | 2.4%   |            |
|                                | 田村 哲夫                     | 2.2%   |            |
|                                | 北崎 哲也                     | 2.0%   |            |
|                                | 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 1.8%   |            |
|                                | 明治安田生命保険相互会社              | 1.5%   |            |
| ⑩直前事業年度(2020年3月期)の個別経営成績及び財政状態 |                           |        |            |
| 売上高                            | 10,801百万円                 | —      |            |
| 営業利益                           | 1,095百万円                  | —      |            |
| 経常利益                           | 1,391百万円                  | —      |            |
| 当期純利益                          | 986百万円                    | —      |            |
| 1株当たり当期純利益                     | 147円16銭                   | —      |            |
| 純資産                            | 9,551百万円                  | 400百万円 |            |
| 総資産                            | 16,029百万円                 | 400百万円 |            |
| 1株当たり純資産                       | 1,418円62銭                 | 200円   |            |

(注)承継会社については、2020年4月30日現在の数字を記載しております。

(9) 分割する事業部門の内容

① 分割する事業部門の内容

電子計測制御機器、電源システム機器、電子デバイス、応用システム機器等の開発、製造、販売等

② 分割する事業部門の経営成績

|     | 対象事業(a)  | 2020年3月期実績(b) | 比率(a/b) |
|-----|----------|---------------|---------|
| 売上高 | 5,709百万円 | 10,801百万円     | 52.9%   |

(注) (a)と(b)の差額は、年度内に会社分割により子会社に承継した蓄電システム事業分になります。

③ 分割する資産、負債の項目及び金額(2020年3月31日現在)

| 資産   |          | 負債   |          |
|------|----------|------|----------|
| 項目   | 帳簿価格     | 項目   | 帳簿価格     |
| 流動資産 | 5,071百万円 | 流動負債 | 3,526百万円 |
| 固定資産 | 216百万円   | 固定負債 | 61百万円    |
| 合計   | 5,287百万円 | 合計   | 3,587百万円 |

(注) 実際に承継させる資産、負債の金額は、上記金額に効力発生日までの増減が反映されたものになります。

(10) 本件吸収分割後の状況

|            | 分割会社(当社)                                                    | 承継会社                                                            |
|------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ①名称        | 株式会社エヌエフホールディングス<br>(2020年10月1日付で、株式会社エヌエフ回路設計ブロックより商号変更予定) | 株式会社エヌエフ回路設計ブロック<br>(2020年10月1日付で、株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社より商号変更予定) |
| ②所在地       | 横浜市港北区綱島東六丁目3番20号                                           | 横浜市港北区綱島東六丁目3番20号                                               |
| ③代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長 高橋 常夫                                               | 代表取締役社長 今田 悟                                                    |
| ④事業内容      | グループ会社の管理、グループ会社への不動産賃貸事業等                                  | 電子計測制御機器、電源システム機器、電子デバイス、応用システム機器等の開発、製造、販売等                    |
| ⑤資本金       | 3,044百万円                                                    | 400百万円                                                          |
| ⑥決算期       | 3月31日                                                       | 3月31日                                                           |

(11) 実施予定の会計処理の概要

本件吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針10号 2013年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理する予定です。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社エヌエフ回路設計ブロック  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤重義 印  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌエフ回路設計ブロックの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌエフ回路設計ブロック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社エヌエフ回路設計ブロック 監査役会

常勤監査役 池 上 雅 幸 ㊞

常勤監査役 浅 原 眞 ㊞

監 査 役 辻 穀 一 郎 ㊞

(注) 常勤監査役池上雅幸、常勤監査役浅原眞及び監査役辻穀一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部                 |            |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
| 流 動 資 産           | 10,160,934 | 流 動 負 債                 | 4,887,881  |
| 現 金 及 び 預 金       | 5,022,624  | 支 払 手 形                 | 577,085    |
| 受 取 手 形           | 1,216,904  | 買 掛 金                   | 810,481    |
| 売 掛 金             | 1,630,387  | 電 子 記 録 債 務             | 1,706,603  |
| 商 品 及 び 製 品       | 449,847    | 短 期 借 入 金               | 220,000    |
| 仕 掛 品             | 676,404    | リ ー ス 債 務               | 246        |
| 原 材 料             | 707,484    | 未 払 消 費 税 等             | 129,612    |
| 前 払 費 用           | 56,367     | 未 払 費 用                 | 243,996    |
| 未 収 入 金           | 397,847    | 未 払 法 人 税 等             | 234,078    |
| そ の 他             | 13,066     | 預 り 金                   | 665,319    |
| 貸 倒 引 当 金         | △10,000    | 賞 与 引 当 金               | 197,619    |
| 固 定 資 産           | 5,868,487  | 役 員 賞 与 引 当 金           | 23,584     |
| 有 形 固 定 資 産       | 2,365,115  | 製 品 保 証 引 当 金           | 26,535     |
| 建 物               | 1,013,386  | 設 備 関 係 支 払 手 形         | 1,152      |
| 構 築 物             | 43,491     | 設 備 電 子 記 録 債 務         | 13,843     |
| 機 械 及 び 装 置       | 5,672      | そ の 他                   | 37,723     |
| 車 両 運 搬 具         | 374        | 固 定 負 債                 | 1,590,147  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 91,693     | 社 債                     | 400,000    |
| 土 地               | 1,210,249  | 長 期 借 入 金               | 1,070,000  |
| リ ー ス 資 産         | 246        | 退 職 給 付 引 当 金           | 25,983     |
| 無 形 固 定 資 産       | 62,496     | 長 期 未 払 金               | 68,252     |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 54,357     | 預 り 保 証 金               | 12,674     |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 8,138      | 資 産 除 去 債 務             | 13,237     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 3,440,875  | 負 債 合 計                 | 6,478,029  |
| 投 資 有 価 証 券       | 396,315    | 純 資 産 の 部               |            |
| 関 係 会 社 株 式       | 2,805,649  | 株 主 資 本                 | 9,626,644  |
| 関 係 会 社 出 資 金     | 16,154     | 資 本                     | 3,044,385  |
| 長 期 前 払 費 用       | 1,270      | 資 本 剰 余 金               | 825,487    |
| 敷 金 ・ 保 証 金       | 25,228     | 資 本 準 備 金               | 825,487    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 191,437    | 利 益 剰 余 金               | 5,780,166  |
| そ の 他             | 4,820      | 利 益 準 備 金               | 98,862     |
|                   |            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 5,681,304  |
|                   |            | 別 途 積 立 金               | 4,536,000  |
|                   |            | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,145,304  |
|                   |            | 自 己 株 式                 | △23,395    |
|                   |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △77,979    |
|                   |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △77,979    |
|                   |            | 新 株 予 約 権               | 2,727      |
| 資 産 合 計           | 16,029,422 | 純 資 産 合 計               | 9,551,392  |
|                   |            | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 16,029,422 |

# 損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日  
至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |            |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 10,801,647 |
| 売 上 原 価               |         | 7,837,872  |
| 売 上 総 利 益             |         | 2,963,774  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,868,315  |
| 営 業 利 益               |         | 1,095,459  |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息               | 823     |            |
| 受 取 配 当 金             | 159,578 |            |
| 賃 貸 収 入               | 47,935  |            |
| 業 務 受 託 収 入           | 103,133 |            |
| そ の 他                 | 23,808  | 335,279    |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 13,595  |            |
| 社 債 利 息               | 405     |            |
| 社 債 発 行 費             | 4,334   |            |
| 賃 貸 原 価               | 19,067  |            |
| そ の 他                 | 1,412   | 38,814     |
| 経 常 利 益               |         | 1,391,923  |
| 特 別 利 益               |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 206     | 206        |
| 特 別 損 失               |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 3,737   | 3,737      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 1,388,393  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 300,150 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 101,363 | 401,514    |
| 当 期 純 利 益             |         | 986,879    |

## 株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日）

（単位：千円）

|                     | 株主資本      |         |         |        |           |           |           |
|---------------------|-----------|---------|---------|--------|-----------|-----------|-----------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金   |         | 利益剰余金  |           |           |           |
|                     |           | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | 利益準備金  | その他利益剰余金  |           | 利益剰余金合計   |
|                     |           |         |         |        | 別途積立金     | 繰越利益剰余金   |           |
| 当期首残高               | 2,379,964 | 781,102 | 781,102 | 98,862 | 4,536,000 | 1,012,929 | 5,647,791 |
| 当期変動額               |           |         |         |        |           |           |           |
| 新株の発行               | 44,385    | 44,385  | 44,385  |        |           |           |           |
| 剰余金の配当              |           |         |         |        |           | △234,469  | △234,469  |
| 剰余金から資本金への振替        | 620,035   |         |         |        |           | △620,035  | △620,035  |
| 当期純利益               |           |         |         |        |           | 986,879   | 986,879   |
| 自己株式の取得             |           |         |         |        |           |           |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |         |         |        |           |           |           |
| 当期変動額合計             | 664,421   | 44,385  | 44,385  | －      | －         | 132,374   | 132,374   |
| 当期末残高               | 3,044,385 | 825,487 | 825,487 | 98,862 | 4,536,000 | 1,145,304 | 5,780,166 |

|                     | 株主資本    |           | 評価・換算差額等     |            | 新株予約権 | 純資産合計     |
|---------------------|---------|-----------|--------------|------------|-------|-----------|
|                     | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |       |           |
| 当期首残高               | △23,073 | 8,785,785 | 10,557       | 10,557     | 3,030 | 8,799,373 |
| 当期変動額               |         |           |              |            |       |           |
| 新株の発行               |         | 88,771    |              |            |       | 88,771    |
| 剰余金の配当              |         | △234,469  |              |            |       | △234,469  |
| 剰余金から資本金への振替        |         | —         |              |            |       | —         |
| 当期純利益               |         | 986,879   |              |            |       | 986,879   |
| 自己株式の取得             | △322    | △322      |              |            |       | △322      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           | △88,537      | △88,537    | △303  | △88,840   |
| 当期変動額合計             | △322    | 840,859   | △88,537      | △88,537    | △303  | 752,019   |
| 当期末残高               | △23,395 | 9,626,644 | △77,979      | △77,979    | 2,727 | 9,551,392 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

##### (1) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定しております。）

##### (2) 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 商品・製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### (2) 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### (3) 仕掛品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

###### ① 市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年）に基づく定額法によっております。

###### ② 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
- (4) 長期前払費用  
定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金  
役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金  
当社は確定拠出年金制度を採用しておりますが、旧制度における従業員の既得権を補償するため、55歳以上で退職する場合は一定金額を支給する特例制度を設けております。当該特例制度に関する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
- (5) 製品保証引当金  
製品の販売に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の発生割合および支出実績等を勘案した見積額を計上しております。

#### 5. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは工数比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

#### 6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### 7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

### 貸借対照表に関する注記

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権   |             |
| 短期金銭債権            | 546,725千円   |
| 2. 関係会社に対する金銭債務   |             |
| 短期金銭債務            | 947,675千円   |
| 長期金銭債務            | 12,674千円    |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,158,736千円 |
| 4. 担保に供している資産     |             |
| 建物                | 192,022千円   |
| 土地                | 28,526千円    |
| 上記に対する債務          |             |
| 長期借入金             | 250,000千円   |

### 損益計算書に関する注記

|            |             |
|------------|-------------|
| 関係会社との取引高  |             |
| 営業取引による取引  |             |
| 1. 売上高     | 919,753千円   |
| 2. 仕入高     | 1,808,874千円 |
| 3. その他     | 35,218千円    |
| 営業取引以外の取引高 | 316,950千円   |

### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

|      | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度増加<br>株式数 | 当事業年度減少<br>株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式 | 50,876         | 156            | —              | 51,032        |

(注) 自己株式の増加の内訳

    単元未満株式の買取りによる増加                      156株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|              |           |
|--------------|-----------|
| 賞与引当金        | 60,431 千円 |
| 退職給付引当金      | 7,945 千円  |
| 未払退職金        | 15,231 千円 |
| 未払役員退職慰労金    | 5,639 千円  |
| 貸倒引当金        | 3,058 千円  |
| 製品保証引当金      | 8,114 千円  |
| 未払事業税        | 10,544 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 34,350 千円 |
| その他          | 58,833 千円 |

|          |            |
|----------|------------|
| 繰延税金資産小計 | 204,150 千円 |
|----------|------------|

|        |           |
|--------|-----------|
| 評価性引当額 | △7,042 千円 |
|--------|-----------|

|          |            |
|----------|------------|
| 繰延税金資産合計 | 197,107 千円 |
|----------|------------|

### 繰延税金負債

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △2,862 千円 |
| その他             | △2,807 千円 |

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金負債合計 | △5,670 千円 |
|----------|-----------|

|           |            |
|-----------|------------|
| 繰延税金資産の純額 | 191,437 千円 |
|-----------|------------|

## 関連当事者との取引に関する注記

| 種 類 | 会社等の名称                 | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被 所 有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係            | 取引の内容            | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------|---------------------------------------|--------------------------|------------------|--------------|-----|--------------|
| 子会社 | (株) N F エンジン<br>ニアリング  | 所有直接<br>100                           | 当社製品<br>の製造<br>役員の兼<br>任 | 余剰資金の預り<br>(注) 2 | 118,250      | 預り金 | 205,000      |
|     |                        |                                       |                          | 利息の支払<br>(注) 2   | 11           | —   | —            |
|     |                        |                                       |                          | 建物の賃貸<br>(注) 3   | 35,226       | —   | —            |
|     |                        |                                       |                          | 当社製品の製造<br>(注) 3 | 806,664      | 買掛金 | 86,482       |
| 子会社 | (株) N F デバイ<br>ステクノロジー | 所有直接<br>100                           | 当社製品<br>の製造<br>役員の兼<br>任 | 余剰資金の預り<br>(注) 2 | 155,416      | 預り金 | 182,000      |
|     |                        |                                       |                          | 利息の支払<br>(注) 2   | 15           | —   | —            |

|     |                    |             |         |                               |                      |      |          |
|-----|--------------------|-------------|---------|-------------------------------|----------------------|------|----------|
| 子会社 | (株)千代田エレクトロニクス     | 所有直接<br>100 | 役員の兼任   | 代理決済<br>(注) 4                 | 239, 635             | 預り金  | 173, 969 |
| 子会社 | (株)NFブロッサムテクノロジーーズ | 所有直接<br>60  | 生産・業務支援 | 支援料の受取り<br>(注) 5              | 92, 750              | 未収入金 | 37, 675  |
|     |                    |             |         | 代理購買<br>(注) 6                 | —                    | 未収入金 | 257, 241 |
|     |                    |             |         | 会社分割<br>(注) 7<br>分割資産<br>受入株式 | 340, 000<br>340, 000 | —    | —        |
|     |                    |             |         | 増資の引受<br>(注) 8                | 1, 050, 000          | —    | —        |
| 子会社 | (株)計測技研            | 所有直接<br>100 | 役員の兼任   | 建物の取得<br>(注) 9                | 235, 620             | 建物   | —        |

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。  
2. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引額は期中の平均残高を記載しております。  
3. 取引条件及び取引条件の決定方法は市場価格を勘案し、協議の上決定しております。  
4. 受取手形の決済を代理決済しております。  
5. 開発・技術・生産・業務支援料は、支援業務の対価として請求しております。  
6. 代理購入については、当社が子会社の代理として購買しており市場からの調達原価と同額のため、取引金額には含めておりません。  
7. 当該会社分析は共通支配下の取引であり、上記の資産については適正な帳簿価格により移動しております。  
8. 子会社の行った第三者割当増資を引受けております。  
9. 建物の購入価格については、不動産鑑定士の鑑定価格に基づいて決定しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1, 418円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 147円16銭    |

## 重要な後発事象に関する注記

持株会社体制への移行に向けた準備会社設立及び吸収分割契約締結  
連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社エヌエフ回路設計ブロック  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤重義 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌエフ回路設計ブロックの2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上